② 関係事業者は、従業者の監督として個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

㋐ 個人データを取り扱う従業者が、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用したりすることがないようにすること。当該従業者がその業務に係る職を退いた後も同様とすること。

㋑ 個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

⑷ 委託先の監督（法第22条関係）

① 関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

② 関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価するよう努めなければならない。

また、委託契約においては、委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容を明確化するものとし、具体的には、以下の㋐～㋕の内容に留意して、必要な規定を盛り込むことが望ましい。

㋐ 委託先の個人データの取扱いに関する事項

（例）

・ 委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む）を明確にすること
・ 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
・ 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限
・ 個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止

㋑ 委託先の秘密の保持に関する事項

㋒ 委託された個人データの再委託に関する事項

（例）

・ 再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

㋓ 契約終了時の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項

㋔ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

（例）

・ 安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項
・ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。

㋕ 委託契約期間等に関する事項

③ 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価するよう努めなければならない。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が⑵安全管理措置（法第20条関係）に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認するよう努めなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

④ 関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合は、その中に、顧客等の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第７　個人データの第三者提供に関する義務

⑴ 第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

① 関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人から口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する旨の意思表示を受けることが望ましい。

なお、個人情報を集めて編さんした資料（例：名簿や連絡網など）を第三者へ配布するときにおける安全管理への配慮としては、印刷は必要部数に限り、利用目的又は保有期間の終了とともに返却、あるいは各自で確実に破棄するなどの対応が考えられる。

（第三者への個人データの提供に当たる例）

・ 保護者等に緊急連絡網等の連絡名簿を配付する。
・ 卒業生に卒業生名簿や卒業アルバム等を配付する。
・ 同窓会に生徒等の進学先や就職先の情報を提供する。
・ 奨学団体に当該団体が支援する奨学生の成績を提供する。
・ 団体の会員等の名簿、住所録等を会員へ配付する。
・ 学術研究に協力するために、個人情報が含まれる資料を研究者に提供する。

（名簿や連絡網などを提供する場合に、本人の同意を得る方法の例）

・ 職員、会員、生徒、保護者等への案内等で、取得した個人情報を緊急連絡網として相互に共有し、又は外部の機関に提供することを本人（生徒等の個人情報にあってはその保護者）に明示し、同意を得た上で、所定の用紙に必要な個人情報を記入・提出させる。
・ 職員、会員、生徒、保護者等を集めた会合での配付資料や連絡プリント等で、これらの者の個人情報を緊急連絡網として相互に共有し、又は外部の機関に提供することを本人（生徒等の個人情報にあってはその保護者）に明示し、同意する旨の書面を提出させる。

② 関係事業者は、個人データを第三者に提供する（法第23条第１項第１号から第４号までに該当する場合を除く。）場合は、提供先に対し、次に掲げる事項に留意した措置をとらせることが望ましい。

㋐ 提供先において、当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報をその従業者に漏らし、又は盗用してはならないこと。

㋑ 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって関係事業者の了承を得ること（当該再提供が、法第23条第１項第１号から第４号までに該当する場合を除く。）。

㋒ 提供先における保管期間等を明確化すること。

㋓ 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先での破棄・削除が適切になされること。

㋔ 提供先において、当該個人データの複写及び複製をしてはならないこと（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）。